

(改定内容)

- ・ 5段階の【警戒レベル】を用いた伝達
- ・ 【警戒レベル5】災害発生情報の新設
- ・ 伝達手段の追加 (アプリ・音声一斉配信)

※避難勧告等に関するガイドラインの改訂に伴う改定 (H31.3 内閣府)

避難に対する基本姿勢

(現状)

行政主導のハード対策・ソフト対策に限界
住民主体の防災対策へ転換の必要性

(目指す社会)

住民：「自らの命は自らが守る」意識を持つ
行政：住民が適切な避難行動をとれるように
全力で支援する

(内閣府：避難勧告等に関するガイドラインより抜粋)



警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)</small>
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のみより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ^{※3} 避難指示(緊急) <small>※3 地域の状況に応じて緊急の又は重ねて避難を促す場合等に発令 (市町村が発令)</small>
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難 をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や**【警戒レベル4】**で、

地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

